

# 公益社団法人不動産保証協会 役員の報酬等に関する規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人不動産保証協会（以下「本会」という。）の定款第37条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 報酬

(種類)

第2条 常勤の理事（週3日以上出勤する理事をいう。以下同じ。）に対しては、報酬として、基本給及び通勤手当を支給する。

(基本給)

第3条 報酬のうち基本給は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第11号に規定する指定職俸給表の1号俸が適用される職員が受ける年間給与の範囲内の額を年額とし、当該年額の12分の1の額をもって基本給の月額とする。

(通勤手当)

第4条 報酬のうち通勤手当は、交通機関を利用して通勤する常勤の理事に対し、1か月定期券（回数券を含む。）の購入費に相当する金額をもって支給する。ただし、購入月額が非課税額を超える場合には、その超える額の2分の1を限度として加算して支給する。

(支給日)

第5条 報酬の支給日は、毎月25日（25日が休日に当たるときは、その前日以前の休日ではない日であって、25日に最も近い日）とする。

(支給方法)

第6条 報酬は、法令に基づき当該役員の報酬から控除すべきものの額を控除し、その残額を通貨で、直接又は銀行振込により本人に支給する。

## 第3章 退職金

(退職金の支給)

第7条 常勤の理事が退職し、解任され、又は死亡したときは、退職金を支給する。

(退職金の額)

第8条 退職金の額は、常勤の理事が退職し、解任され、又は死亡した日における当該理事の基本給の月額に1.5以下の数を乗じて得た額に、当該理事の在職年数(常勤の理事としての在職年数に限る。)を乗じて得た額とする。  
2 前項の在職年数に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

(支給方法)

第9条 退職金は、法令に基づき当該役員の退職金から控除すべきものの額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその相続人に支給する。  
2 退職金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、速やかに支給する。

#### 第4章 雑 則

(監事に対する適用)

第10条 この規則は、監事の協議により、この規則を定款第37条第2項に規定する監事に対する報酬等の支給の基準とする旨を定めたときは、同項に規定する監事に対する報酬等の支給基準とする。  
2 前項の場合、この規則中「理事」とあるのは「監事」と読み替える。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

#### 附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 常勤役員給与規程(平成17年5月12日理事会承認)及び常勤役員退職金支給規程(平成17年5月12日理事会承認)は、この規則の施行の日に廃止する。